

特定国からの志願者に対する入学検定料免除措置制度

以下の 1. に掲げる条件に合致する出願者は、本人からの申請に応じて入学検定料を免除します。

1. 適用条件

文末に記載の対象国に居住し、かつ対象国の国籍を有する者。

*居住国と国籍は同一の国である必要はありません。

*重国籍の場合は、いずれの国籍も前項の国に該当している必要があります。

2. 免除申請手続

出願書類として提出を求めている入学検定料支払証明書の代わりに以下の書類を提出してください。

- 1) 検定料免除措置申請書（所定様式）
- 2) パスポートのコピー（本人に関する記載事項の全ての欄）

3. 注意

- 1) 出願期間終了後の申請はいかなる理由でも受け付けません。
- 2) 本免除申請をする場合は、検定料を支払う必要はありません。誤って支払ってしまった場合、入学検定料の返還は行いませんのでご注意ください。
- 3) 万が一、申請者が本免除措置の対象とならない場合や、虚偽の申請があった場合は、その事実が判明した時点で出願自体を取り消すことがあります。

[対象国*]

アフガニスタン、アンゴラ、バングラデシュ、ベニン、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、中央アフリカ、チャド、コモロ、朝鮮民主主義人民共和国、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、キリバス、ラオス、レソト、リベリア、マダガスカル、馬拉ウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニジェール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン共和国、スーダン、シリア・アラブ共和国、タンザニア、東ティモール、トーゴ、ツバル、ウガンダ、イエメン、ザンビア

*OECD/DAC が発行する ODA 受給国リストに掲載される「Least Developed Countries」「Low Income Countries which are not LDCs」の認定国

*最終更新：2024 年 1 月

受験番号（事務所記入欄）

早稲田大学入学検定料免除措置申請書

申請日： 年 月 日

早稲田大学の検定料免除を申請する場合は、所定の入学検定料を支払わず、出願時に本申請書を提出してください。万が一支払った場合、返金は出来ませんのでご注意ください。

適用条件：以下のいずれかの国に居住し、かつ対象国の国籍を有する者

アフガニスタン、アンゴラ、バングラデシュ、ベニン、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、中央アフリカ、チャド、コモロ、朝鮮民主主義人民共和国、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、キリバス、ラオス、レソト、リベリア、マダガスカル、馬拉ウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニジェール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン共和国、スーダン、シリア・アラブ共和国、タンザニア、東ティモール、トーゴ、ツバル、ウガンダ、イエメン、ザンビア

*居住国と国籍は同一の国である必要はありません。

*重国籍の場合は、いずれの国籍も上記の国に該当している必要があります。

*最終更新：2024年1月

出願学部・研究科：

出願者氏名： 姓 名

国 籍 1：

国 籍 2：

（重国籍の場合）

現 住 所：